

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

平成30年4月1日～令和5年3月31日

2. 内 容

①従業員への育児介護休業法に基づく諸制度（育児休業や時間外労働の制限など）の理解を深めるため、社内イントラネットに詳細情報を掲載し周知する。

②毎月全従業員の労働時間の把握と検証を実施し、時間外労働の削減に努める。

以上